

土木設計業務等設計変更ガイドライン

令和8年1月

宇城市

目 次

I.	はじめに	P. 1
1.	土木設計業務等の特性	P. 1
2.	本ガイドラインの位置づけと効果	P. 1
3.	委託者・受注者の留意事項	P. 2
4.	設計変更の基本的な考え方	P. 3
II.	設計変更フロー	P. 4
III.	設計図書の点検	P. 5
IV.	設計変更	P. 6
1.	設計変更が不可能なケース	P. 6
2.	設計変更が可能なケース	P. 7
(1)	契約約款第 19 条第 1 項に該当する場合	P. 7
(2)	設計図書の点検の範囲を超える作業が生じる場合	P. 9
(3)	委託者が変更を必要と認める場合	P. 10
(4)	委託者が業務を一時中止する必要がある場合	P. 11
(5)	受託者の請求により履行期間を延長する場合	P. 12
V.	履行期間及び業務委託料の変更	P. 13

(参考資料)

宇城市公共工事関係業務委託契約約款（抜粋）	P. 14
設計業務等共通仕様書（抜粋）	P. 17

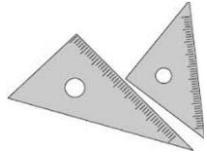
I. はじめに

1. 土木設計業務等の特性

土木設計業務等[※]は多岐にわたる専門分野の成果物を、多種多様な現地の自然条件、地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するという特殊性を有しています。

※「土木設計業務等」とは、測量業務委託、地質調査業務委託、設計業務委託等をいう。

- ① 設計する構造物の範囲の地形等、設計図書に示された履行条件が実際とは一致しない場合がある。
- ② 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ③ 設計図書に誤謬^{ごびゅう}、脱漏^{だつろう}、不明確な表示がある。



このため、土木設計業務等の履行にあたって、設計変更が必要となる場合がありますが、受託者からは次のような意見も見られます。

<条件明示>

- 業務の実施上影響がある条件については、あらかじめ条件を明示して欲しい。
- 施工条件を明示し、その条件に変更が生じたら適切な設計変更をして欲しい。

<設計図書の点検の範囲外>

- 設計図書の点検の範囲を超える業務に対して対価を支払って欲しい。

2. 本ガイドラインの位置づけと効果

本ガイドラインは、「1. 土木設計業務等の特性」で示した課題に対応するため、設計変更に関する手続きやルールを明確に示したものであり、次のような効果が期待されます。

- ①契約関係の適正化、責任の所在の明確化
- ②設計図書の変更手続きの円滑化
- ③設計成果品の品質確保
- ④設計業務等の扱い手の中長期的な育成及び確保

3. 委託者・受託者の留意事項

本ガイドラインの運用にあたっては、委託者及び受託者は次の事項に留意することが必要です。

《委託者の留意事項》

- (1) 債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、業務の平準化を図ることが必要です。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越（翌債）の措置をとる必要があります。
- (2) 必要な業務の条件（基本的な計画条件、関係機関との調整条件、貸与資料、維持管理に係る条件等）を明示した仕様書等を適切に作成する必要があります。
- (3) 業務の遂行に必要な設計条件、業務の内容、業務の範囲等について、確認することが重要です。
- (4) 受託者からの協議に、書面により速やかに回答することが重要です。

《受託者の留意事項》

- (1) 入札前の段階で設計図書等を熟覧し、疑義が生じた場合には関係職員へ説明を求め、入札前の段階で解決しておくことが重要です。
- (2) 業務の遂行に必要な設計条件、業務の内容、業務の範囲等について、確認することが重要です。
- (3) 業務中に疑義が生じた場合には、委託者と書面により「協議」し、業務を進めることができます。
- (4) 委託者と業務管理スケジュールを共有しておくことが重要です。

4. 設計変更の基本的な考え方

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

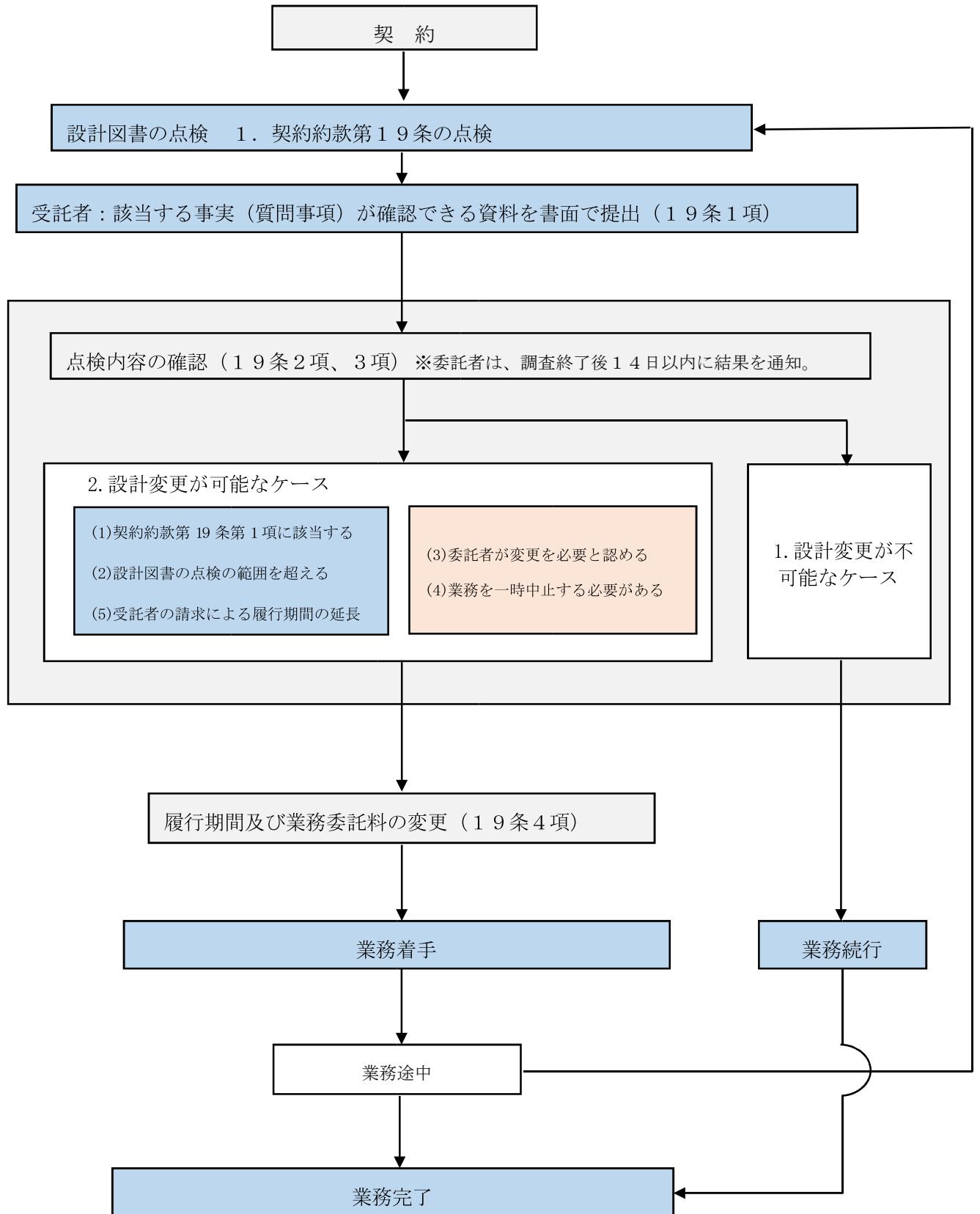
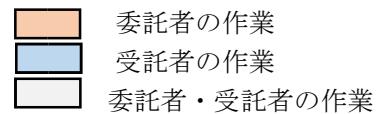
1. 当初発注時点で予期しえなかつた関係機関への手続きの遅延など、受託者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 発注時点で想定している業務着手時期に、受託者の責によらず、業務に着手できない場合
3. 所定の手続き（宇城市公共工事関係業務委託契約約款（以下「契約約款」という。）第19条～第27条、設計業務等共通仕様書第1121条～第1124条）*を行い、委託者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合。
※（測量業務共通仕様書では第122～125条、地質・土質調査業務では122～125条に該当）
4. 設計の基準となる示方書、指針等が改訂になり、新基準に準拠する場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
5. 受託者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合。

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意すること。

1. 委託者及び受託者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更協議にあたる。
2. 委託者及び受託者は、当該業務での設計図書の変更の必要性（別途発注か否か等）を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。
※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続きは、その必要が生じた都度、委託者及び受託者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと（プロポーザル方式の場合）。

II. 設計変更フロー



III. 設計図書の点検

- 契約約款では、設計図書の点検について次のように規定しており、受託者に設計図書の点検を義務付けています。

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
だつろう
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 設計業務等共通仕様書では、契約約款第19条第1項の点検について次のように規定しており、受託者は設計図書の点検をすべきこと、及び、疑義がある場合に書面での報告を義務付けています。

第1105条 設計図書の支給及び点検

2. 受託者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

（測量業務共通仕様書では第107条、地質・土質調査業務では106条に該当）

なお、設計図書の点検及び疑義がある場合の報告書の作成は、受託者の負担において行うべきものであることから、これらに要するに要する費用については、**設計変更の対象としません。**

IV. 設計変更

1. 設計変更が不可能なケース

下記のような場合は、原則として設計変更できません。
但し、契約約款第28条（臨機の措置）※による場合は、この限りではありません。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、委託者と「協議」を行わず に、受託者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合。

(説明) 受託者は、契約約款第19条第1項により設計図書と現場の不一致や条件明示のない事項を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、確認を求めなければなりません。

2. 委託者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で業務を実施 した場合。

(説明) 委託者は契約約款第19条第3項により調査の終了後14日以内に協議の回答をしなければなりません。しかし、協議内容によっては、各種検討や関係機関との調整が必要となる場合があり、受託者の意見を聞いたうえで回答期限を延長する場合もあります。そのため、受託者はその事実が判明次第、できるだけ早い段階で協議を行うことが必要です。

3. 契約約款、共通仕様書に定められている所定の手続きを経ていない場合（契約約款第19条～第27条、設計業務等共通仕様書第1121条～1124条※）

(説明) 委託者及び受託者は協議指示、一時中止、履行期間の延期、業務委託料の変更など、所定の手続きを行わなければなりません。

※（測量業務共通仕様書では第122～125条、地質・土質調査業務では122～125条に該当）

4. 正式な書面による指示がない時点で業務を実施した場合。

(説明) 委託者及び受託者は、書面により指示・協議を行わなければなりません。

※「臨機の措置」とは、使用材料、仮設物、機械器具等に関する被害防止のほか、第三者に与える損害防止や従事する作業員の労働災害の防止のために必要となる措置のこと。

2. 設計変更が可能なケース

次のような場合は、所定の手続きを踏むことにより設計変更が可能です。

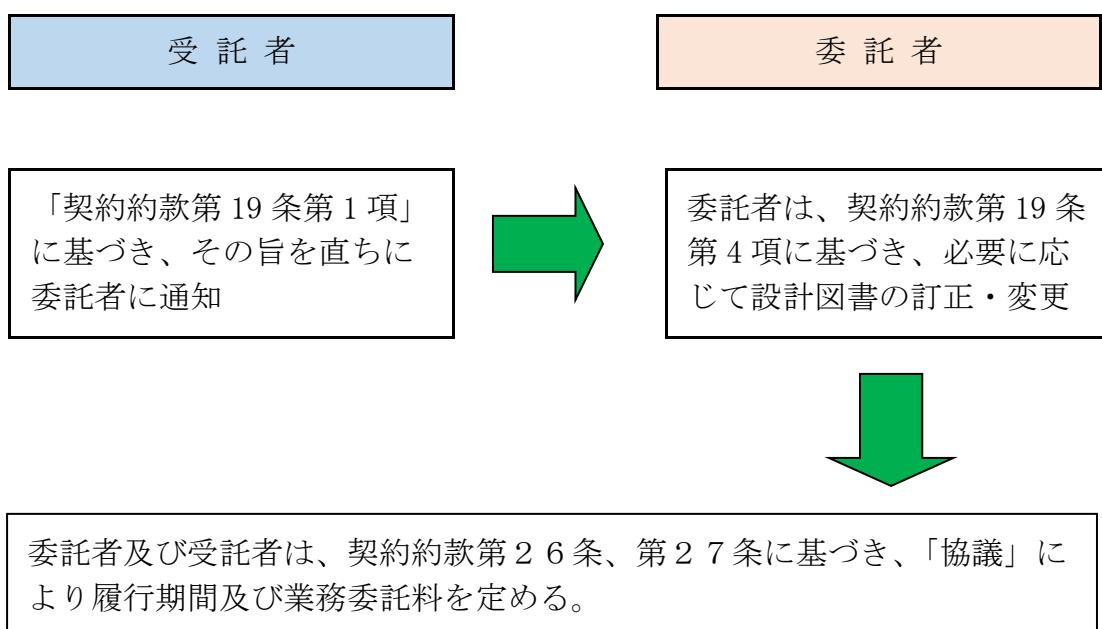
- (1) 契約約款第19条第1項に該当する場合
- (2) 設計図書の点検の範囲を超える作業が生じる場合
- (3) 委託者が変更を必要と認める場合
- (4) 委託者が業務を一時中止する必要がある場合
- (5) 受託者の請求により履行期間を延長する場合

以下に、上記の各ケースの手続き及び具体例を示します。

(1) 契約約款第19条第1項に該当する場合

受託者は、契約約款第19条第1項に該当する事実を発見した場合、委託者に確認すべきであり、委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更または訂正を行います。

手続きのフロー



「契約約款第19条第1項第1号～第5号に該当する」具体的事例を以下に示します。

■ 契約約款第19条第1項第1号（図面、仕様書等の不一致）関係

- ・設計書と特記仕様書とで相互に設計条件が異なる場合。

■ 契約約款第19条第1項第2号（設計図書の誤り又は脱漏）関係

- ・貸与された資料を確認したところ、公示されている数量に誤りがある場合。
- ・必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がない場合。
- ・条件明示する必要があるにもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がない場合。

■ 契約約款第19条第1項第3号（設計図書の表示内容が不明確）関係

- ・同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが、貸与時期が明記されていない場合。
- ・付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確である場合。
- ・既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入である場合。
- ・関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない場合。

■ 契約約款第19条第1項第4号（設計図書と実際との履行条件の不一致）関係

- ・地形や地質条件が既往資料や想定と異なっており、検討項目が増えた場合。
- ・詳細な地質調査や構造計算の結果、構造物形式そのものを変更する必要がある場合。
- ・業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった場合。
- ・関係機関との手続時期を過ぎても完了せず、業務の続行ができない場合。
- ・関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行ができない場合。
- ・関係機関協議の結果、協議相手からの要望により設計が変更になる場合。
- ・新たな制約等が発生した場合

■ 契約約款第19条第1項第5号（予期できない特別な状態が生じた）関係

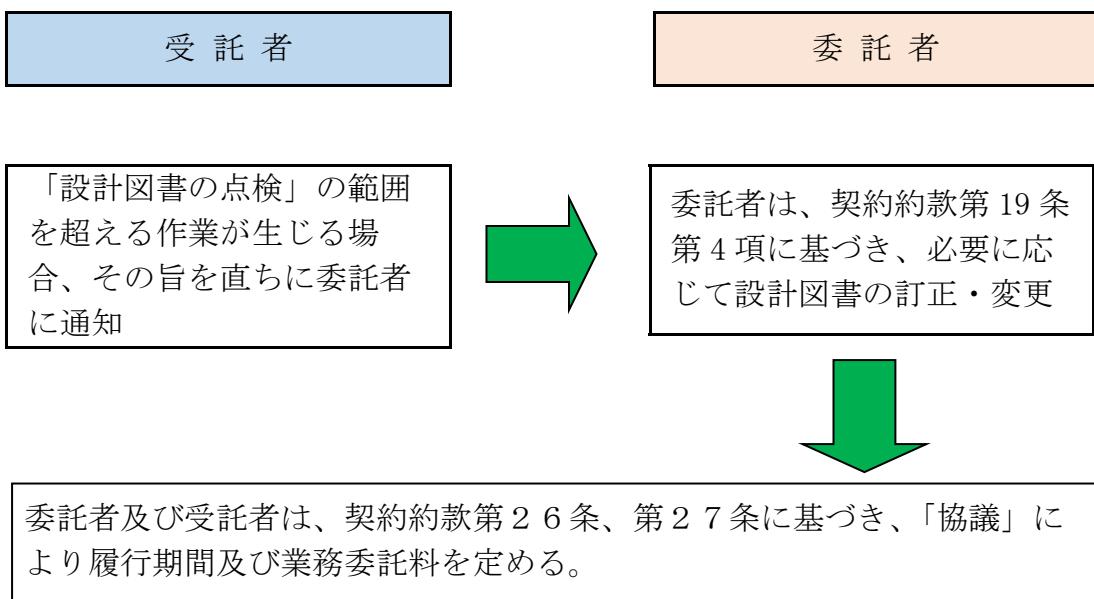
- ・当初設計では想定し得なかった住民反対運動により現場への立入りができない場合。

(2) 設計図書の点検の範囲を超える作業が生じる場合

受託者は、「設計図書の点検の範囲を超える作業」が生じる場合、委託者にその事実を確認する。

委託者は通知された内容を確認し、必要に応じて設計図書の変更または訂正を行います。

手続きのフロー



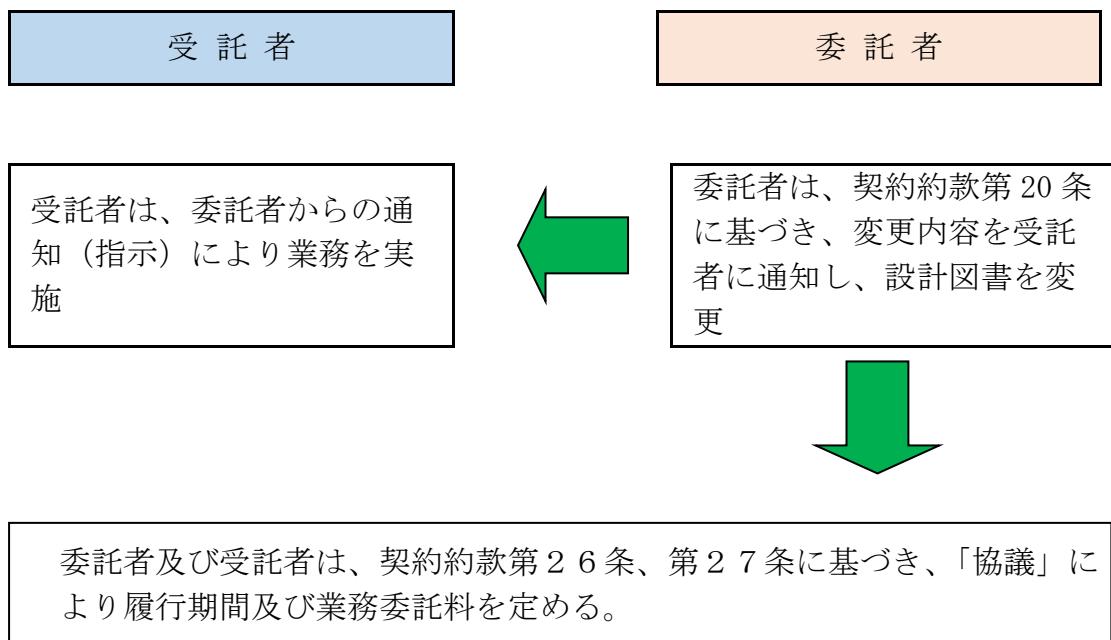
「設計図書の点検の範囲を超える作業」として想定される具体例を以下に示します。

- ・ 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合。
- ・ 詳細設計時において、貸与された予備設計等の成果物が古い基準に基づくものであり、新しい基準に基づく再検討が必要となった場合。
- ・ 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合。

(3) 委託者が変更を必要と認める場合

委託者が業務の着手前、実施途中に必要と認めるときは、変更内容を受託者に通知し、設計図書の変更を行います。

手続きのフロー



委託者が自らの理由により変更を行う場合の具体例を以下に示します。

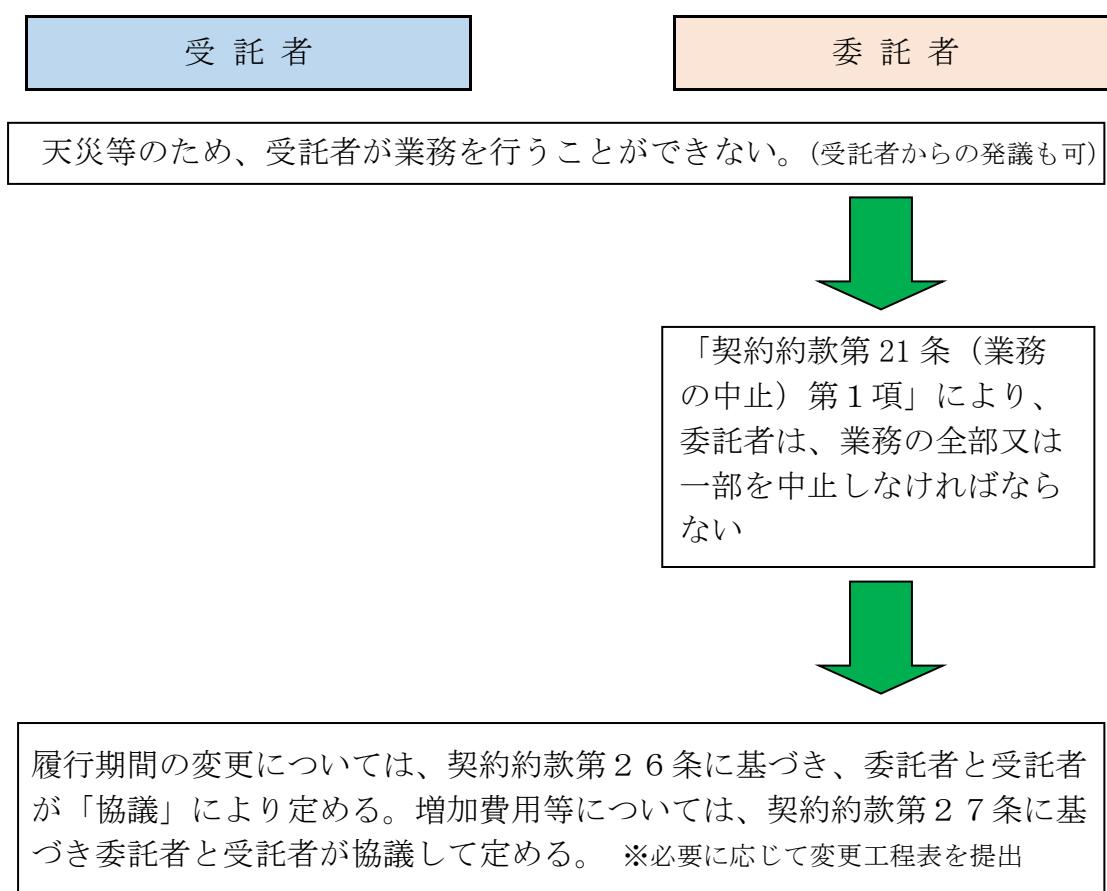
- ・地元調整の結果、追加設計する工種が必要となる場合。
- ・関係団体との協議により、設計条件を変更する場合。
- ・その他、委託者の指示により原契約に無い新たな業務を行う場合。

(4) 委託者が業務を一時中止する必要がある場合

委託者は、受託者の責に帰することができない理由により業務を実施することができないと認める場合は、委託者は業務の全部又は一部を中止させなければなりません。

この場合、委託者は、必要がある場合は履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければなりません。

手続きのフロー



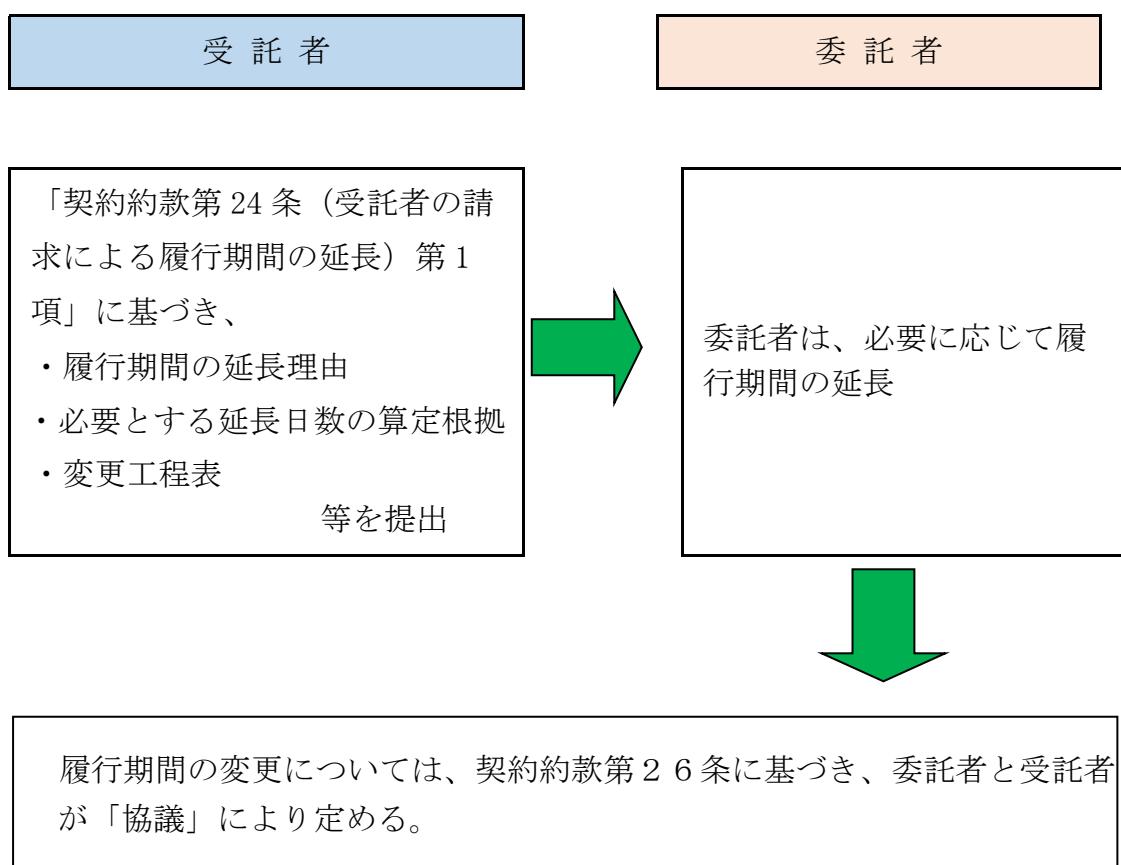
業務を一時中止する場合の具体例を以下に示します。

- ・第三者の土地への立入許可が得られなかった。
- ・関連する他の業務等の進捗が遅れたため、当該業務等の続行が不適当となった。
- ・環境問題等の発生により、業務の続行が不適当又は不可能となった。
- ・天災等により業務の対象箇所の状態が変動し、業務の続行が不適当又は不可能となった。
- ・第三者及びその財産、受託者及び監督員等の安全確保のため、業務の続行が不適当又は不可能となった。

(5) 受託者の請求により履行期間を延長する場合

受託者の責に帰することができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないと認められる場合には、委託者に書面により履行期間の延長変更を請求し、委託者は請求された内容を確認し、必要に応じて履行期間の延長を行います。

手続きのフロー



受託者の請求により履行期間を延長する場合の具体例を以下に示します。

- ・第三者への土地への立入許可が得られなかった。
- ・天災等により業務の履行に支障が生じた。

なお、正当な理由がなく、履行期間内に業務を完了することができない場合は、契約約款第43条の規定により、遅延による損害金の算定対象となります。

V. 履行期間及び業務委託料の変更

設計図書の訂正又は変更が行われた場合、「契約約款第 26 条、27 条」に基づき、履行期間、業務委託料の変更、又は損害を及ぼしたときの必要な費用の負担は、委託者と受託者が協議して定めます。

■履行期間の変更について

委託者は、共通仕様書第 1123 条*により、変更指示を行う際に履行期間変更協議の対象であるか否かを通知しなければなりません。受託者は、履行期間変更協議の対象であると確認された場合、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付した工期変更の協議書を委託者へ提出し、協議を行い工期の変更を定めるものとします。

なお、共通仕様書第 1123 条の規定により、委託者は、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとします。

* (測量業務共通仕様書では第 124 条、地質・土質調査業務では 124 条に該当)

■増加費用等の負担について

委託者は、業務委託料の変更に加えて必要な費用を負担しなければなりません。
必要な費用とは、設計図書の訂正・変更や一時中止によって生じた、

- ①手戻り費用
- ②不要となった材料の売却損、労務費の帰郷費用
- ③不要となった機械器具の損料及び回送費
- ④不要となった仮設物に係る損失

などの委託者の過失による損害賠償や、予期できない履行条件の変更に伴い発生する受託者の費用の填補などのことです（以下「増加費用等」という。）。

なお、委託者が負担する増加費用等の額は委託者と受託者が協議して定めます。

(参考資料)

宇城市公共工事関係業務委託契約約款（抜粋）

（令和5年3月31日告示第53号）

（条件変更等）

第19条 受託者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
- (5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合は、受託者の立会いを得ずに行うことができる。

3 委託者は、受託者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、委託者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第20条 委託者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第21条 第三者の所有する土地への立ち入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受託者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状

態が著しく変動したため、受託者が業務を行うことができないと認められるときは、委託者は、業務の中止内容を直ちに受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受託者の提案)

第22条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受託者の請求による履行期間の延長)

第24条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(委託者の請求による履行期間の短縮等)

第25条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 委託者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第26条 履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が履行期間の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、委託者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受託者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第27条 業務委託料の変更については、次の方法により算出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

$$\text{業務委託料} = \text{変更設計業務委託料} \times \text{原業務委託料} / \text{原設計業務委託料}$$

- 2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者が協議して定める。

(臨機の措置)

第28条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受託者は、そのとった措置の内容を委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受託者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、委託者がこれを負担する。

設計業務等共通仕様書（抜粋）

(平成27年5月)

第1105条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1121条 条件変更等

1. 契約書第19条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第31条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1122条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第32条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第1123条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要ないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3. 受注者は、契約書第24条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第25条に基づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第1125条 一時中止

1. 契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中止については、第1133条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不適当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不適当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるものの他、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。